公　示　日　：2022 年 6 月 22 日(水)
調達管理番号：22a00276
国　　名　　：ブータン
担 当 部 署 ：ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室
調 達 件 名：ブータン国政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト基本計画策定調査（データ法規制）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：データ法規制
（２）　格　　付　　：2 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）全体期間：2022 年 8 月上旬から 2022 年 10 月上旬
（２）業務人月：現地　0.37 人月、国内　0.50 人月、合計　0.87 人月
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	11 日	5 日

ブータン到着時に隔離期間が５日間見込まれる。隔離期間中の遠隔での業務実施は想定しない。現地派遣期間は 16 日となる見込み。隔離期間日数は業務期間・業務人月には含まない。詳細は 10.（１）の①を参照。

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：2022 年 7 月 6 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 7 月 20 日(水)までに個別通知

➢ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	データ法規制の整備
対象国・地域又は類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

（３） 資格等：弁護士資格を有することが望ましい。

6. 業務の背景

ブータン王国は、国民総幸福量（Gross National Happiness：GNH）指数という国際的にも稀有な開発指標を掲げる国であり、国民の Well-Being や伝統的な文化を維持しつつ、多様な地理的・気候的条件を活用した電力事業や観光業などを中心に発展してきた国である。一方、伝統的な農業等に従事することを避ける若年層（15 歳～24 歳）の失業率は 15.7 パーセント（2018 年のブータン国全体の失業率は 3.4 パーセント）と高く、社会問題として認識されている。こうした状況を踏まえてブータン政府は「21 世紀経済ロードマップ」の策定に着手し、技術革新を基軸とした経済社会発展を目指している。昨年度実施した「デジタル振興政策支援に係る情報収集・確認調査」にて、ブータンの独自性を活かしつつ、国際競争力を有するブータン企業の育成や外国の企業・研究機関の投資の誘致を促進する可能性のある事業の 1

つとして医療・健康データ活用事業が検討され、同国から技術協力プロジェクトの要請が提出された。

ブータンの医療課題は、医療施設へのアクセスが脆弱であること、医療人材・技術の不足である。医療サービスは無償で提供されているものの、山岳部では基礎医療へのアクセスも困難である。国内で治療できない症例は、政府負担でインドの病院へ搬送されるが、非感染性疾患（NCD）の増加や今後高齢化の進行も見込まれることから、医療費の増加が懸念されている。そこで、医療分野へ民間セクターの参加を促進し無償提供からの転換を図ることなど、健康に対する意識変革が望まれている。

医療システムの整備及び普及状況は、途上である。電子医療記録（EMR）および電子健康記録（EHR）については、2018 年に「National e-Health Strategy and Action Plan」が発表され、ePIS（電子患者情報システム：electronic Patient Information System）の全国導入が計画推進されていたが、COVID-19 の影響により開発と導入が遅れ、診断記録は依然紙媒体で保管されている。一方で、COVID-19 流行中に MoH（保健省：Ministry of Health）によって、隔離中の人々の状態をモニターする「DrukTrace」アプリや患者の症状をモニタリングする「Stay Home Bhutan」アプリが導入され、個人の健康情報を記録し管理する Personal Health Record（PHR）サービスの素地ができつつある。これらの医療・健康データに加え、生体試料およびゲノム情報等を収集するバイオバンクの情報を一元的に管理し利活用できる基盤を構築することができれば、世界でも稀な国家レベルの医療・健康統合データベースとして、医学・薬学研究やヘルスケア、ライフサイエンス領域の各種サービスの研究開発、さらにはエビデンスに基づく政策立案（EBPM）が期待される。医療・健康データの統合的管理と利活用によって、国民の健康向上や自律的な保健医療体制が実現するだけでなく、医療関連産業の育成や海外からの投融資による新たな産業育成の可能性から、就業機会の創出も期待される。

JICA は本プロジェクトの実施に向けて情報システム構築の概念設計に該当する詳細計画策定調査を約半年～1 年かけて実施することを想定しており、同調査の実現可能性及びスコープを定めるために必要な情報を収集・分析することを目的として、本基本計画策定調査を実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議･調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 8 月上旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。

② 本プロジェクト全体および医療・健康データ利活用に係るリスクをグローバルスタンダードとなっているデータ法規制の観点から分析し、確認事項・論点を洗い出し、英語での簡潔なプレゼンテーション資料を作成する。

(ア)特に、遺伝子情報や疾病の情報等、プライバシー保護の観点から取り扱いに注意が必要なデータについて、詳細に検討する。

(イ)生物・医学系研究におけるデータ利活用の規制・制約、GDPR 等の関連法制や他国での議論[1]の調査を実施する。

(ウ)上記観点で規制がない場合のリスクを過去の判例等から抽出する。

③ ブータン国における現行法規制と照らし、医療・健康データを活用する上で法規制の変更が必要な部分を特定する。

④ 医療・健康データの取り扱い方法や生物・医学系研究倫理指針について、日本・他国の事例を参考に、本プロジェクトの検討スコープを提案する。

⑤ 必要に応じ、データ法規制の観点からブータン保健省・ICT 省等カウンターパート機関等に対する質問票（案）（英文）を作成する。

⑥ 対処方針会議や先方政府とのオンライン協議等に参加する。

（２） 現地業務期間（2022 年 8 月上旬～下旬）

① JICA ブータン事務所と打合せを行う。

② ブータン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、要請書や・関連報告書等の内容を踏まえた上で、以下を確認、検討する。主要関係者が集まる会議において、（１）②で作成したプレゼンテーション資料を使った共通認識醸成と今後の方向性について適切な問いかけを行い、議論をリードする。国内必要に応じて当該国の弁護士や法曹界の有識者に個別ヒアリングを実施する。

(ア)医療倫理と法規制（医療に係る個人データの扱い）

(イ)ブータンの現状との GAP 分析の実施スコープと業務内容の具体化

(ウ)ブータン側に論点（今後検討が必要な事項）を提示

③ 現地調査結果を JICA ブータン事務所に報告する。

[1] 例：A European Health Data Space for people and science (europa.eu)

（３） 帰国後整理期間（2022 年 8 月下旬～2022 年 9 月下旬）

① データ法規制・ガイドライン整備の観点で、本プロジェクトにおける活動案を作成する。

② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案の作成にデータ法規制の観点から助言する。

③ 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果の報告をする。

④ 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）を作成する。なお、報告書全体のとりまとめに、必要な協力を行うこと。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書（和文 3 部）

2022 年 9 月 22 日(木)までに提出。

担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒デリー⇒パロ⇒デリー⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 8 月 7 日～8 月 22 日を予定しています（うち入国後 5 日間、ブータンで必要な隔離期間を含みます。隔離期間中の業務実施は想定していません）。JICA 団員より 4 日遅れて現地業務を開始し、終了は同一の日程です。

なお、隔離期間が不要となった場合は、渡航日を遅らせ、現地業務人月に合わせた期間に調整する想定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 調査企画（JICA）

ウ） 協力企画（JICA）

エ） システム構築検討（JICA）

オ） 保健医療（JICA）

カ） データ法規制（本コンサルタント）

キ） 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

ク） 保健情報システム調査（JICA）

③ 便宜供与内容

JICA ブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 （JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジしますが、事前に面談候補は指名いただくようにお願いいたします。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室代表アドレス（gpgsd@jica.go.jp）から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。

・「ブータン国　デジタル振興政策支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」および「ブータン国山岳地帯の人口小国における産業育成戦略に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「ブータン国 全国総合開発計画 2030 策定プロジェクトファイナル・レポート和文要約」
https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000041143

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課

税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上